

(様式 3)

監査報告書

令和8年6月19日

学校法人 鶴学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 鶴学園

監事 榎田好一 印
監事 木村義将 印

私たち学校法人鶴学園の監事は、私立学校法第52条第1項及び本学園寄附行為第28条の定めに基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、担当理事等から事業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人であるあずさ監査法人と連携し、計算書類等についての監査報告及び説明を受けました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、事業活動の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 業務に関する決定及び執行は適切であり、計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び注記事項並びに附属明細書）及び財産目録は各会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。
- (4) 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。

3 改善意見

特になし

4 その他

学園出資会社（株式会社クレインパートナーズ：令和5年8月1日設立）の決算の状況（貸借対照表及び損益計算書）について、同社の取締役から説明を聴取し、また、業務については、同社の監査役から説明を聴取し、指摘すべき事項はありませんでした。